資料5

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
第２回 介護保険に関する会議

（5）高齢者施設等と協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等と協力医療機関との連携体制の構築

社保審－第264回介護給付費分科会

医療と介護の連携の推進－高齢者施設等と医療機関の連携強化－

協力医療機関との連携体制の構築

省令改正

■ 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

【基準】

ア　以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。＜経過措置３年間＞

① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ　１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ　入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

協力医療機関との連携体制の構築

省令改正

■ 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★

【基準】

ア　協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

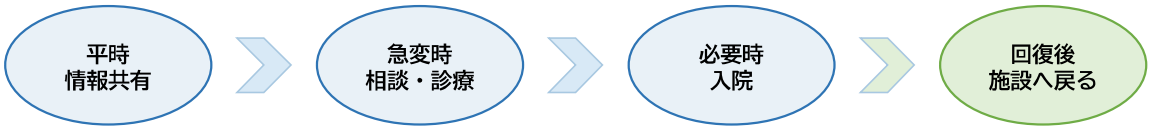
② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ　１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ　利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

高齢者施設等と協力医療機関との連携体制

令和6年度介護報酬改定を踏まえた制度の全体像



介護保険施設	居住系サービス
義務（経過措置3年間 ※令和9年3月末まで）	努力義務
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設、介護医療院 → ①相談 ②診療 ③入院受入れ の3要件を満たす	・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 → ①相談 ②診療 の2要件を満たすよう努める

【 年1回以上 】
急変時等の対応を協力医療機関と確認 ＋ 協力医療機関の名称等を指定権者へ提出

3. 協力医療機関に関する届出の提出状況

（R8. 8. 31時点）

サービス種別	施設数	届出提出施設数	届出率
介護老人福祉施設（特養）	60	51	85.0%
介護老人保健施設（老健）	34	31	91.2%
介護医療院	11	10	90.9%
介護老人福祉施設（地域密着型）	23	16	69.6%
養護老人ホーム	9	9	100.0%
軽費老人ホーム・ケアハウス	25	17	68.0%
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	40	38	95.0%
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	140	103	73.6%

連携体制の構築で、それぞれが担うこと

高齢者施設等	協力医療機関	自治体（指定権者等）
・協力医療機関を確保 →　市に届出 ・医療機関の協力を得て急変時の連絡手順を明確化 ・年1回以上、協力医療機関と対応確認・情報共有 ・入院後の再受入れに努める	・急変時の相談対応（常時） ・診療体制の確保（常時） ・必要時の入院受入れ ・施設との情報共有 ・退院に向けた連携	・協力医療機関の届出を把握 ・制度、届出方法を周知 ・施設と医療機関の連携を促進 ・地域の実情・課題を把握

1. 現状と課題

○　医療・介護の複合ニーズを持つ高齢者が、今後さらに増加することが見込まれる。

○　高齢者が施設において安心して生活を続けるためには、日常的な健康管理や療養支援に加え、状態の変化や急変時にも適切に対応できるよう、協力医療機関等との連携を一層深めることが重要である。

○　施設の対応範囲を超えた際の円滑な入院や、退院後の生活、看取りまでを協力医療機関と連携して支えるため、平時からの情報共有や受診・搬送ルールの構築が求められる。

2. 連携促進に向けた取組

○　高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制の構築に向けて、両者の連携状況等の把握に取り組む。

○　協力医療機関に関する制度の周知や、協力医療機関との連携にあたっての助言を行う。

○　高齢者施設等と協力医療機関とのマッチングの実施等の支援に取り組む。

※　令和６年度の介護報酬改定により、高齢者施設等に協力医療機関を定めることが義務化されるとともに、「協力医療機関連携加算」が新設された。